関係者各位

保証書の様式変更について

平素から税関業務に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、関税法基本通達等の改正に伴い、平成28年1月1日(金)から保証書(C-1100、C-1105、C-1106)の様式が一部変更となりましたので、お知らせします。変更内容は、輸入者欄に記載の限定輸入申告者を説明する注書きを削除したものとなります。

なお、全国銀行協会には、平成27年12月25日付で財務省関税局業務課より別添のとおり周知しております。

改正後の別添様式は税関ホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

[税関ホームページにおける掲載場所] 税関様式及び記載要領

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C.htm

【お問合せ先】 東京税関業務部収納課 03-3599-6333

平成27年12月25日

全 国 銀 行 協 会 御中 社団法人 生命保険協会 御中

財務省関税局業務課

保証書の様式変更について

平素から税関業務に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

関税法基本通達等の改正に伴い、保証書(C-1100、C-1105、C-1106)の様式を一部変更しておりますので、御参考までに送付いたします。なお、変更内容は、輸入者欄に記載の、限定輸入申告者を説明する注書きを削除したものとなります。

平成28年1月1日(金)からは別添の様式を使用していただくよう貴協会より傘下の会員の皆様への周知のほどよろしくお願い致します。

なお、別添様式は税関ホームページにも掲載しておりますので、ご利用下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

[税関ホームページにおける掲載場所]税関様式及び記載要領http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C.htm

収入 印紙

保 証 書

平成 年 月 日

殿

保証 人住 所電話番号氏名(又は名称)代表者氏名

印

下記の輸入申告(輸入許可前貨物引取承認申請)に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

記

	(又は限定輸 主所、氏名、							
輸入	申告の	番号						
税		額						円
	関	·	税	法	第	条	第	項
適	消	費	税	法	第	条	第	項
用	地	方	税	法	第	条	第	項
				法	第	条	第	項
法				法	第	条	第	項
条				法	第	条	第	項
	輸入品に	対する内国	消費税の徴収等	に関する法律	第	条	第	項

- (注) 1. 「輸入申告(輸入許可前貨物引取承認申請)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
 - 2. 内国消費税の担保も、この保証書により提供することができます。
 - 3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

(規格A4)

収入

印 紙

保 証 書(据置担保用)

平成 年 月 日

殿

保 証 人 住 所 電話番号 氏名(又は名称) 代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

記

	(又は限定 氏名、電												
保証期間](債権発	生期間	引)	自	平 成	年 月	目	至	平 成	年	月	日	
担	保の	区	分	官署	 野別担保 ・	一括担保	: (ど	ちらかを	○で囲ん	でくだる	さい。)	
税			額										円
	関	Ŧ	兑	法	第	9 条	の2	第	項				
適	消	費	税	法	第	51条		第	項				
用	地	方	税	法	第	72条	の	第	項				
				法	第	条		第	項				
法				法	第	条		第	項				
条				法	第	条		第	項				
	輸入。	品に対	する内国	国消費税の	の徴収等に	関する法律	第		条	第	Ē	ij	頁

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る 税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 - 2. 「輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
 - 3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

保証期間自動更新

収入印紙

保 証 書(据置担保用)

平成 年 月 日

殿

保 症 氏名 (又は名称) 代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

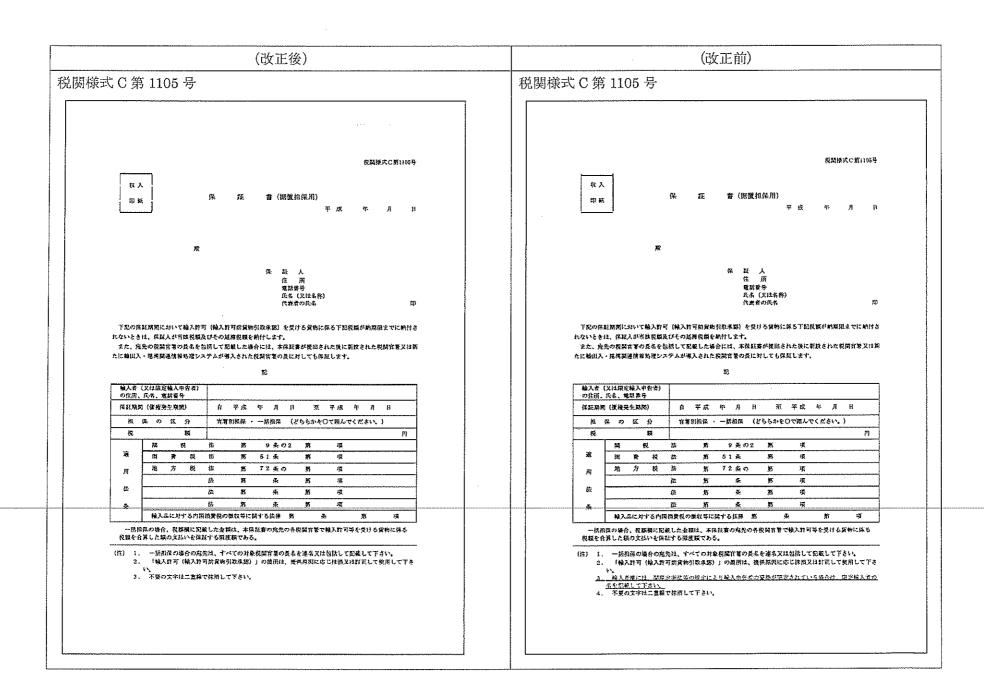
記

	(又は限定 氏名、電												
保証期間	間(債権発	生期間	튁)	自	平 成	年 月	目	至	平 成	年	月	目	
担	保の	区	分	官	署別担保 •	一括担保	ŧ (ك	ぎちらかを	·○で囲ん [~]	でくだ	さい。)	
税			額										円
	関	;	税	法	第	9 条	の2	第	項				
適	消	費	税	法	第	51条		第	項				
用	地	方	税	法	第	72条	\mathcal{O}	第	項				
				法	第	条		第	項				
法				法	第	条		第	項				
条				法	第	条		第	項				
	輸入。	品に対	する内国	国消費税の	の徴収等に	関する法律	第		条	穿		Ą	Ę

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る 税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 - 2. 「輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
 - 3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

税関様式 C 第 1100 号	(改正前)
校園園東で展別100号 校園園東で展別100号 校園園東で展別100号 校 正 書 中 成 年 月 日 日	税関様式 C 第 1100 号
投票機式の第1100号 投票 本 中成 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
様 任 人 住 所 ・	税 保証 李
一	係 及 人
特入申告の番号 較 類	
限 類 担 以 10 1	
透析 录 税 选 第 条 第 項 用 场 力 税 选 第 条 第 項	P1 M 88 db 58 55 55
	期 条 第 項 期 条 第 項 期 条 第 項 此 第 条 第 項 选 第 条 第 項
条 施 第 条 第 項 輸入品に対する内国消費税の限収等に関する法律 第 条 第 項 輸入品に対する内国消費税の限収等に関する法律 第 条 第 項 (注) 1. 「輸入申告(輸入許可約契約引取承限申請)」の結所は、投售限限に応じ技術又は打正し で使用して下さい。	第 乗 第 項 按



税関様式 C 第 1106 号

AT RE

权刑提式公司 (105号 例初发生和发展

傑 統 書 (据麗旭保用)

平战 年 月

SR.

際 就 人 住 班 電話番号 氏名《父は名称》 代表者の氏名

下記の保証期間において輸入計可(輸入計可的貨物引取未認)を受ける貨物に係る下記税額が前別規定でに納付されないときは、保証人が当該税期及は不の起籍規額を終付します。 また、残免の経済質別の基金を設置して認定した場合には、木体配置が提出された後に新行された税所官署又は頼 また、残免の経済質別の基金を設置して認定した場合には、木体配置が提出された後に新行された税所官署又は頼

また、私先の税所省等の最多を包括して配載した場合には、本体制御が施出された税に新設された税間官署又は利 たに輸出入・技術制造情報時間システムが導入された税制作業の表に対しても保証します。

なお、保証規則は、発証制制が施すする月の1カ月前の日までに輸入者以内保証人から未保証書の対処の収期言葉 の兆に対し、審節により発証期間を変更しない日の福田がない場合には、自動的に保証制限両すの自の登日を起発 として不保証書の後は利用と同一の別別表明されるものとと、以接回機とします。ただし、本保証書を保証機の 先の規模首第の長に対し版に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動契約後の保証期間 は、民に提出しているを起きを同一の別別をとします。

52

採點期間(復種菜生期間)				1	的 环烷	d?	Я	Ħ	35	早成	4.	Я	8		
Ħ	保	Ø)	K	分	1	计智别担保	· —)5	姐保	(8.P)	らかを	Oで朗ん*	さくだ	さい。)	
袋				胡		:					******				١
	;	4		Ř	ひ	幣	U	条の	2	Ħ	墳				
減	ž	T)	女	绕	17.	M.	5 1	Æ		ĸ	rg.			,,,	
Ж	3	ŧ	方	6花	劢	ĸ	7 2	* 57		#¥	棋				
					Ü	76		Æ:		烙	項				
抜	Г				佐	<i>)</i> 57		築		#S	模				
.a.	Γ				抢	22.		*	*********	8 K.	∤ E	······································			

一括和四の場合、長坂間に記載した金坂は、本保証責の充元の各投間官署で輸入許可等を受ける保険に保る 投援を合併した緩の支払いを保証する限伐城である。

- (注) 1. 一括担保の場合の病先は、すべての対象民間貨物の長名を適名又は包括して記載して下さい。
 - 2. 「輸入計可(輸入計可前貨物引取承額)」の製術は、歴代原因に応じ技術又対野正して使用して下さ
 - い。 3. 不要の大字は二氢線で抹消して下さい。

税関様式 C 第 1106 号

m ac

双部模式C斯(100号 (成如中的c电发展)

保 証 睿 (据仪机除用)

平茲 牦 月

粹

深 推 人 信 所 電話差号 氏名 (又は名称) 代責者の氏名

[3]

下院の保証所列において輸入計可(株入計可的食物引即承認)を受ける資物に係る下配投資が耐限限までに制付されないときは、保証人が当成度環及びその処理の資金を持つとす。 また、完全の規則省の外産を包括して初級した場合には、本保証券が提出された後に前段された税間官等又は新 また、完全の規則省の外産を包括して初級した場合には、本保証券が提出された後に前段された税間官等又は新

また。宛先の段期貨幣の景名を包括して記載した場合には、木保証書が獲出された後に新設された税間資格文は たに輸出入・推補別連携権助規システムが導入された税間官署の長に対しても保証します。

たお、昇紙別別は、保証関係が横下する日の1カカ州の日までに換える文は保証しから本根基等の成立の機能で の長に対し、書面により保証関係を支充しない日の原因がない場合には、自動的には延期開資了の日の翌日を近算日 として本保証券の保証開展と同一の関列支配されるものとし、以保保限とします。ただし、本保証事を本保証書の 先の役割で並の見に対し収に使出している保証書は辿りて使出する場合における本保証書の自動支配を必要が は、別に表記している保証書と同一の関係とします。

E;

乳料料 系	(漢権発	生期	9)	п	平点	d;	Я	Ħ	35	平成	瞬.	Я	Ħ	
扣	限め	跃	5)	Ħ	料別保保	· #	担保	(E	ちちかを	〇で附ん"	てくだ	ži,)	
8 2			换											ľ
	14		R	推	系	١	编式	2	郭	項				
蹇	福	黄	R	往	新	គ 1	≸t		郑	項				
Æ	塘	'n	R	11.	將	7 3	4 , c)	新	垣				
			***************************************	222	.85		\$2 :		Ħ	填				
tti			***************************************	Ø.	斯		歩:		新	彈				
癫		*****		t):			5 :	*******	折	撣				

一括程度の場合、民籍機に犯領した支援は、本保証書の指先の各段議官署で輸入許可等を受ける貨物に係る 投票を合算した額の支払いを保証する指定額である。

- (注) 1. 一括損保の場合の現代は、すべての対象限隔官者の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 - 2. 「検入許可(検入許可前貨物引取承認)」の質所は、提供原因に応じ抹荷又は訂正して使用して下さ
 - と。 2. 核人名第には、開発定址を並の設定により輸入事業者の登録が理測されている場合は、設定輸入差点 集を解析してデキュー。